

令和5年度事業計画

（ 自 令和5年 4月 1日
至 令和6年 3月 31日 ）

I. 基本方針

建築士事務所協会は建築士法に位置づけられており、その目的である建築士事務所の業務の適正な運営、及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため、開設者に対する指導や研修及び所属建築士に対する設計等業務に関する研修に取り組む。

また、会員相互の結束を一層固め、建築設計・監理業務を通して建築文化の発展に寄与すると共に、公益事業の適正な実施と法定団体としての責務を果たし、広く社会に貢献する。

なお、過去3年間、新型コロナウイルス感染拡大により協会活動は制限されたが、5年度においてはコロナ収束を見極めつつ、会員交流を中心として協会活動の活性化を図っていく。

【重点施策】

(1) 建築士事務所の健全な発展と地位向上

建築生産プロセスにおいて重要な役割を果たす建築士事務所の健全な発展と地位向上のため、適正な業務報酬の確保、所員の建築技術の研修、次世代の人材育成等を支援する。

(2) 県内の建築設備設計技術者の育成

県内の設備設計技術者の不足、高齢化への対応として、設備設計事務所（準会員）とも連携して設備設計に関する研修、資格取得の支援に努める。

(3) 協会の財務改善

会員増強の推進による会費収入増及び収益事業としての講習会等開催に取り組むとともに、引き続きコスト縮減に努める。

II. 個別事業の計画

【実施事業（公益事業）】

1 事務所登録事業

(1) 的確で迅速な事務所登録に係る事務処理に努め、登録更新時期到来の通知サービスも継続する。

(2) 令和5年4月から新規事務所登録（新規登録に限る）のオンライン申請の受付を開始し円滑な事務処理に努める。なお、令和6年4月からオンライン申請が本格導入される見込みである。

- (3) 建築士事務所の業務に関して、県から建築士事務所立入検査の結果等に基づく建築士法違反事項等の改善に係る周知・再発防止等の要請があれば的確に対応する。
- (4) 建築士が所属する工務店等が設計図書を必要とするリフォーム工事等を実施する場合や、工務店が設計施工一括で戸建住宅等を請負う（設計監理は外注）場合は、基本的に事務所登録が必要である。このため、県とも連携して事務所登録適正化の啓発活動に取り組む。

2 高校生建築競技設計事業

- (1) 建築を学ぶ高校生の設計の知識、技術の習得を支援するため、第46回愛媛県内高校生建築競技設計を実施し、優秀作品を表彰するとともに第39回高校生建築アート展とホームページ上のWEBアート展による公開展示を行う。
また、高校生建築アート展チラシデザインコンテストも引き続き実施する。
なお、建築アート展は事務所協会キャンペーンとしても位置付ける。
- (2) 令和3年度から実施している会員が講師を務める競技設計出前授業について、多数の高校生が聴講できる効率的な形式を検討して実施する。

3 苦情相談事業

- (1) 建築士法第27条の5の規定に基づき、建築主その他関係者からの建築士事務所の業務に関する苦情相談がある場合は、その内容に応じて指導委員会の委員が相談員として苦情の解決や助言等を行う。
- (2) 建築物の耐震診断、特定建築物の定期調査報告、既存住宅状況調査など建築士事務所の業務に関する問合せ、相談には事務局が対応する。
- (3) 既設ブロック塀に関する相談、現地点検の依頼があれば会員を派遣して無料調査を行う。
- (4) (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター（住まいのダイヤル）が電話相談を行った苦情や紛争について、愛媛弁護士会の住宅紛争審査会が実施する専門家相談での助言や調停処理等に紛争処理委員として尽力する。

【その他事業（収益事業）】

4 耐震診断事業

- (1) 耐震改修促進法に基づき、既存建築物の耐震診断及び耐震補強設計の評定を行う四国耐震診断評定委員会について、本会内に耐震幹事会（幹事長は評定委員会委員）を設けて申請物件の審査を行うとともに、評定会運営を他県協会と共同で行う。評定会は原則、毎月第3土曜日であるが、評定申込件数減に対応してインターネットの活用による評定会の合理的開催の検討も行う。
- (2) 同法に基づき、木造住宅の耐震化を推進するため、市町の補助事業として実施する耐震診断、耐震改修設計に関する評価を行う愛媛県建築物耐震評価委員会の事務局として事務処理を行う。評価委員会は年6回（原則、郵送処理）。

5 講習会開催事業

(1) 法定講習

建築士法第22条の2の規定による建築士定期講習について、(公財)建築技術教育普及センターの協力機関として講習を実施する。

(2) 知事指定講習

同法第27条の2第7項に基づく開設者に対する研修について、令和6年度に登録更新を迎える者を主な対象とする「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を知事指定講習として実施する。

(3) 設備設計講習

設備設計技術者(設備設計事務所)不足への対応のため、建築士事務所内での人材育成として所員向けの建築設備設計に関する講習会を実施する。特に4年度に実施できなかった空調・衛生設備設計に係る講習を優先的に実施する。

(4) 建築士事務所新規開設者セミナー

4年度に引き続き、新規開設者向けに、業務と契約、営業等の実践的な内容とともに建築士事務所協会や日事連建賠保険への理解を深めてもらうことを目的として開催する。

(5) 既存住宅状況調査技術者講習

空き家対策でもある中古住宅の流通促進の観点から、適合証明技術者講習と合わせて実施する。

(6) その他技術講習

会員要望をふまえて、BIM、DX等の新技術を中心に講習会を適宜開催する。

(7) 見学会

会員の技術力向上のための現場見学会、竣工見学会を適宜開催する。特にSDGsを意識して設計された施設(例:中大規模木造建築物やCLT建築物等)を重点的に選定する。

6 共益事業

(1) 書籍販売事業

「四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書類」や書籍の会員価格での販売

(2) 委員会活動事業

各委員会は、令和5年度第1回委員会を開催し年間事業計画を策定して活動する。

1) 委員会

(ア) 総務・財務委員会

- ・本会運営の総合調整、各種規程見直し等
- ・県、市町への要望活動(日事連共同、協会独自)及び意見交換会の実施
共同要望事項<告示準拠業務報酬、最低制限価格等導入、建賠保険、CPD>

(イ) 業務・技術委員会

- ・民間建築物における告示準拠の業務報酬基準の浸透
- ・建築士事務所の業務に係る各種基準等の策定
- ・現場見学会の企画（教育・情報委員会とも連携）

(ウ) 会員委員会

- ・会員増強アクションプラン（第2期）における新規入会者数の5年度目標を定める。
- ・各種懇親会、ゴルフ大会、ボウリング大会、婚活イベント等の実施
- ・賛助会員による商品・工法説明会の開催（7月、12月）

(エ) 広報・渉外委員会

- ・会報誌「JAAF えひめ」の発行
- ・協会ホームページの内容充実、改善及び協会 YouTube のコンテンツとなる動画の制作、発信により会員増強にも資する情報発信力強化に努める。
- ・暮らしと住まいフェアを事務所協会キャンペーンと位置づけた対応

(オ) 教育・情報委員会

- ・会員要望や日事連情報もふまえて独自の講習会・研修会の実施
- ・現場見学会の企画（業務・技術委員会とも連携）

(カ) 指導委員会

- ・苦情相談事業への対応

2) 特別委員会

(ア) 青年・交流委員会

- ・小中高校生向けの建築士の魅力、建築設計の仕事を紹介するリーフレットや動画を制作し、河原学園お仕事フェスタ講師等で活用する。
- ・令和5年度日事連全国大会鳥取・島根大会での青年話創会に向け、中四国ブロックでの青年部会交流組織の創立に他単位会と協力して取り組む。
- ・各委員会事業への協力、イベント参加等

(イ) 設備設計検討委員会

- ・会員間の設備設計料のあり方、標準的な考え方の検討と会員への周知
- ・準会員同士の情報交換等の場（設備部会）の提供

(ウ) その他特別委員会

- ・耐震幹事会、競技設計委員会は担当する耐震診断事業、競技設計事業の的確な実施

- ・その他の倫理委員会、指名選考委員会及び財務改善特別委員会は必要に応じた委員会の開催

(3) 支部活動事業

各支部区域の公共団体が実施する建築パトロールに参加するほか、中予支部においては松山市消防局と連携して、災害時の二次災害防止に係る勉強会の開催及び建築予防行政への協力として消防設備チェックリストの作成等に取り組む。

(4) 会員増強事業

- ・建築士事務所賠償責任保険助成

会員への日事連建賠保険加入時の助成（25,000円）を継続する。

- ・会員増強アクションプラン

協会活動維持、財務改善のためには会員増強は喫緊の課題である。会員増強アクションプラン（第2期）に基づき各種施策に取り組む。

(5) 後継者支援事業

青年・交流委員会が企画、実施する他単位会青年会との交流、視察等に要する費用を助成する。

(6) 設備設計技術者育成事業

- ・会員（所員）の建築設備士や設備設計一級建築士の資格取得への支援を行う。
- ・設備設計講習会の開催（5（3）再掲）及び他団体が実施する講習会受講料への助成を行う。

(7) その他事業

- ・新居浜市建築物改修に関する設計支援業務
その他公共団体から発注支援に係る協議があれば積極的に対応する。
- ・地域防災への貢献としての会員の防災士資格取得支援

7 法人管理

(1) 総会、理事会予定

- ・通常総会 5月23日（火） ANAクラウンプラザホテル松山
功労者表彰、従業員表彰、賛助会員感謝状
- ・理事会 第1回 4月26日
第2回 5月23日（通常総会前）
第3回 7月上旬
第4回 9月上旬
第5回 12月上旬
第6回 2月上旬（建築競技設計審査会日）

第7回 3月下旬

(2) 日事連行事

- ・全国大会（鳥取・島根）40名程度参加
10月12日（木）・13（金）
- ・全国会長会議（会長出席） 6月、12月
- ・理事会出席（会長が4・5年度監事）
- ・中四国ブロック協議会会長会議 年4回（うち1回は事務局長会議）

(3) 県・関係団体との連携

- 各種協議会等の会員として総会への出席等
- ・愛媛県建築物安全安心マネジメント協議会（事務局：県）
 - ・愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会（同上）
 - ・愛媛県住宅建設振興協議会（同上）
 - ・愛媛県空き家対策ネットワーク（同上）
 - ・災害時士業連携連絡会議（事務局：持回り）
 - ・愛媛県建築4団体会長懇話会(同上) その他